



第8回全国

ほんもの

体験フォーラム in 徳島

2011年(平成23年)

3月

18日(金)

19日(土)

20日(日)



応援してなとくしま
ふるさと納税

この事業は、「ふるさと納税制度」により徳島県にお寄せいただいた寄附金を活用した事業です。

徳島の
魅力満載!

- 全体フォーラム会場/徳島市(アスティとくしま 多目的ホール)
- 課題別研究分科会会場/美馬市・東みよし町・三好市・美波町・牟岐町・海陽町
- 体験ツアー会場/海陽町・牟岐町・美波町・美馬市・つるぎ町・東みよし町・三好市

ほんもの体験は、人を高め・地域が輝き・日本を元気にする。

平成23年3月18日から20日までの3日間、全国の体験型観光の関係者等が一堂に集い、本音で語り合い、活発な情報交換を通じ、体験交流の拡大による地域振興を推進することを目的に、「第8回全国ほんもの体験フォーラム in 徳島」を開催いたします。

中国・四国地域では初めて開催されるこのフォーラムに、全国から大勢の方々にご参加いただく予定です。このフォーラムの開催により、多彩な体験メニューをはじめとした徳島県の観光資源の魅力発信や、県内のインストラクターのレベルアップや推進組織の強化を図り、本県の体験型観光のより一層の推進につなげます。

三好市から、多くの皆様のご参加をお待ちしています。

お申し込みについて

申込書にて受付をいたしますので、参加をご希望される方は、来月発行の市報みよし2月号に折り込んでお届けする申込書によりお申し込みください。また、参加申込書は、その郷山里物語協議会のホームページ (<http://www.soranosato.jp/>) でダウンロードすることもできます。詳しくは、事務局までお問い合わせください。

主催：全国ほんもの体験フォーラム in 徳島実行委員会
共催：全国ほんもの体験推進連絡協議会
(通称：全国ほんもの体験ネットワーク)

●全体フォーラム

日時：3月18日(金) 12時30分～
(情報交換会 17時5分～)

会場：アスティとくしま 多目的ホール

※アスティとくしまへは無料送迎バスが出ます。

内容：事例発表(体験現場からの取組発表)、記念講演、公開パネルディスカッション(テーマ：ほんもの体験が日本の未来を拓く)、情報交換会

●課題別研究分科会

日時：3月19日(土) 9時～11時45分

第1分科会(会場：脇町劇場オデオン座)

テーマ「ほんもの体験交流は地域活性の切り札」

第2分科会(会場：吉野川ハイウェイオアシス)

テーマ「農山村の教育力と民泊に求められるもの」

第3分科会(会場：かずら橋夢舞台)

テーマ「ほんもの体験が日本の青少年を変える」

※徳島県南部地域でも課題別研究分科会を行います。

●体験ツアー(1泊2日)

日程：3月19日(土)午後～3月20日(日)午前

会場：西部地区5コース(美馬市2コース、三好市・つるぎ町・東みよし町 各1コース)

※徳島県南部地域でも体験ツアーを行います。

お問い合わせ先

その郷山里物語協議会事務局
(三好市観光課内) 電話 72-7620



「始めよう 市民役の まちづくり」

シリーズ まちづくり条例 第二弾



三好市の「ビジョン」

皆さんはどんなものを考えますか？

10月14日の第3回委員会から、11月11日の第5回委員会までの3回を利用し、連続したワークショップを実施しました。
第5回委員会では「三好市のいいところ・課題(市役所、議会、まちづくり)」というテーマで意見交換し、市役所、市職員、議会についてはもちろん、合併による変化など様々な意見が出ました。特に、市役所に対しては市民との距離が近く親しみやすいという意見がある反面、「三好市の職員としての自覚に乏しい(旧町村職員としての意識が強い)のでは」といった意見もありました。また、合併前の旧町村間にどうすれば三好市としての一体感が生まれるのか大きな課題として挙げられています。
続いて第6回委員会からは、これまで委員から出された意見をまとめ、いよいよ条例文についての議論を開始しました。「三好市まちづくり条例を考える市民委員会」の目的は、条文を作り上げることではなく、来年度に実施を予定している条例策定審議会に向けて、どんなことを盛り込んで欲しいかをまとめるこ

とです。
そこで、まずはどんな条例を目指すか、どんな内容を盛り込みたいか、委員全員から意見を出してもらいました。特に、市民全体の幸せに繋がる条例にして欲しい、といった条例への期待と、三好市として市民も行政も皆が共有する「ビジョンや目標」を盛り込むべきという意見が強く出されました。
皆さん一人一人の意見が必要
まちづくり条例には、盛り込むべき項目などは特に決まっておらず、他自治体で既に策定されている条例を見ましても、それぞれ策定する自治体の特徴が出たものとなっています。三好市のまちづくり条例も「三好市らしさ」を出していくために、各総合支所単位で開催する市民委員会にご参加いただき、皆さんのご意見をぜひお聞かせください。
また、市民委員会に参加できない方のご意見をお寄せいただくためアンケート用紙を今月号の市報に折り込んでいますので、ファックスやメール等で三好市企画調整課

市民委員会開催予定表	
三野地区	1月13日(木) 18時30分～21時30分 三野公民館 大ホール
池田地区	1月27日(木) 市役所本庁第一会議室
井川地区	2月10日(木) 井川公民館 集会室
山城地区	2月24日(木) 山城公民館 中会議室
西祖谷地区	3月10日(木) 西祖谷山村老人福祉センター 2階
東祖谷地区	3月24日(木) 東祖谷総合支所 多目的ホール

※住所に関係なく参加いただける結構です。参加希望の方は企画調整課までお申し込みください。三野地区以外の開催時間等は決まり次第三好市ホームページなどでお知らせします。詳細はお問い合わせください。

お問い合わせ先
三好市企画調整課
電話 72-7607・ファックス 72-7202
kikakuchousei@city.tokushima-miyoshi.lg.jp

委員会が出た 質疑応答ご紹介

Q まちづくり条例はどれだけの力を持ちますか？罰則はありますか？

A まちづくり条例は規制のために策定するものではありません。皆さんが「三好市はこうあって欲しい」と考える形を目指すために作るものです。その中で、例えば市民参加の仕組みを整えようという内容が盛り込まれたら、具体的な制度を別条例で詳しく定めることとなります。